

< 中小企業再生型信託スキーム (RCC チェック型) >

概要

RCC の信託機能等を活用し、再生可能性のある中小企業等の不良債権を RCC に信託し、RCC が企業再生のための助言等を行うとともに、再建計画の進捗状況を確認することを通じ、その再生をサポートするスキーム

スキーム

(1) 信託の目的

中小企業の再生可能性の追求。

(2) RCC への信託対象

主要行の再生可能性のある（キャッシュフローのある）破綻懸念先中小企業等向け不良債権

(3) 信託債権の管理

RCC に信託された債権の管理の一部は持込銀行に委託し、持込銀行は引き続き債権の日常的なメンテナンスを行う。

(4) 信託期間中の RCC の受託業務

銀行から再建計画の提出を受け、当該計画の検証を行うとともに、その進捗状況を確認。必要に応じ銀行に対し助言を行いつつ、その再生可能性について追求。

(注) 銀行は、債務者との間で再建計画を策定。

(5) 信託の終了（信託期間：3年程度最大5年）

- ・ 再生により信託終了（銀行取引継続）
- ・ 再生不可の場合は、RCC への売却等により最終処理

〔中小企業再生型信託スキーム（RCCチェック型）〕～規模の小さい中小企業や個人

